

区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領

規制区域指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注 1）は、法第 21 条第 1 項に基づき、その指定があった日から 21 日以内（令和 6 年 4 月 22 日（月）まで）に次の要領で届出書を作成し、申請窓口へ次表の部数を提出してください。

注 1：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び許可を要しない工事に該当するものは除きます。

表 1 届出書提出部数

区分		届出部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	正本の写し	—
	副本	1 部
	合計	2 部

届出が必要な宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の規模は、次のとおりです。

表 2 届出の必要な工事の規模

区域	行為	届出（省令第 52 条、第 82 条）		
		様式第 15 又は第 16 及び 写真の提出が必要な規模	左記に図面の添付が 必要な規模	提出期日
宅地造成 等工事規制区域及 び特定盛 土等規制 区域	宅地造成	①盛土で高さ 1m 超の崖 ②切土で高さ 2m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖（①、②を除く）	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く）	区域指定が あった日か ら 21 日以 内（令和 6 年 4 月 22 日 （月）まで）
	特定盛土等	④盛土で高さ 2m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 500 m ² 超（① ～④を除く）	④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 （①～④を除く）	
	土石の堆積	①堆積の高さ 2m 超かつ 300 m ² 超 ②堆積の面積 500 m ² 超	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

- ①「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ②「工事をしている土地の所在地及び地番」
 - ・工事をしている土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

- ③「工事をしている土地の面積」
- ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みません。
- ④「盛土のタイプ」
- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - （１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （３）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「盛土又は切土の高さ」
- ・最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- ⑥「盛土又は切土をする土地の面積」
- ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の合計となります。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書についての留意点

・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、申請窓口にご相談ください。ただし、当初届出の計画と比べて、土量、面積等が新規の許可が必要と許可権者が判断する場合は、変更届出書に変えて法に基づく許可を受けなければなりません。

※届出内容と現地に相違がある場合や災害防止のため必要な場合は、是正措置を命令することがあります。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 3 届出に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1.届出書		・工事主、工事の概要等を記載	要	要	（省令第 52 条第 1 項、第 3 項及び省令第 82 条各項）
2.届出地及びその周辺の写真		・盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	要	要	（省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項）
3.その他の書類	委任状		備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	代理人が申請手続きを行う場合

表 4 届出に必要な図面

図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
		宅地造成、特 定盛土等	土石の 堆積	
1.位置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、道路及び目標となる地物 	要	要	(省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
2.地形図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線 	要	要	等高線は、2m の標高差を示すものとする。 (省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
3.土地の 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 (省令第 52 条第 2 項、及び省令第 82 条第 1 項)
	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	—	要	(省令第 52 条第 4 項及び省令第 82 条第 2 項)